

# 令和 8 年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

指導監査課





## 共通資料

### 第一部 指導と監査

# 目次

- 1、目的と種類
- 2、運営指導の流れ（実施通知から改善報告書提出まで）
- 3、令和7年度運営指導の指摘事項
- 4、障害福祉サービスにおける不適正事例について

## 共通資料



### 第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

- 1、委員会・研修・訓練・指針



## 共通資料



### 第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

- 2、個別支援計画～プロセス・別表・未作成減算～

## 個別資料 入所・通所系サービス

- 1、食材料費について
- 2、地域連携推進会議



## 個別資料 就労系サービス

- 1、生産活動シートについて
- 2、生産活動の収支について
- 3、施設外就労について
- 4、在宅支援について



## 個別資料 障害児通所支援

- 1、安全計画
- 2、家族支援加算



2025年版

障害者総合支援法  
事業者ハンドブック

2024年版

障害者総合支援法  
事業者ハンドブック

指定基準編  
人員・設備・運営基準とその解釈

令和6年度  
障害福祉サービス等  
報酬改定に対応

その解釈

バス等  
対応

本市では、  
青本に相当する内容は  
条例が制定されていますが、

わかりやすくするため  
青本の参照としています。

※条例において、一部  
本市独自の規定もあります。

# 第一部 指導と監査

# 1、目的と種類

## 目的

サービスの質の確保

報酬給付の適正化

# 指導 全事業所が対象

## 集団指導

### 年1回以上

一定の場所に集めて講習等の方法、  
またはオンライン等の活用による配信

## 運営指導

### 概ね3年に1回※事業や状況により異なる 実地（原則）

令和5年度までは実地指導という名称

# 監査

## 事業所への立入検査、帳簿書類等の提出命令など

人員基準違反、運営基準違反、障害者虐待等について、  
勧告・命令・指定の取消し等に該当する内容であると疑われる場合

報酬請求について、不正もしくは著しい不当が疑われる場合

**公正かつ適切な措置をとるため、事実関係の調査を行います**

## **2、運営指導の流れ**

**（実施通知から改善報告書提出まで）**

指導  
監査課

# 運営指導実施通知

運営指導の概ね30日までに

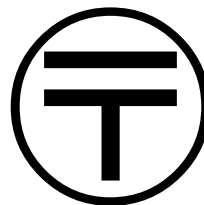
事業所



有限会社マグマグ 代表者 様

## 運営指導実施通知書

日時  
実施対象  
指導担当者



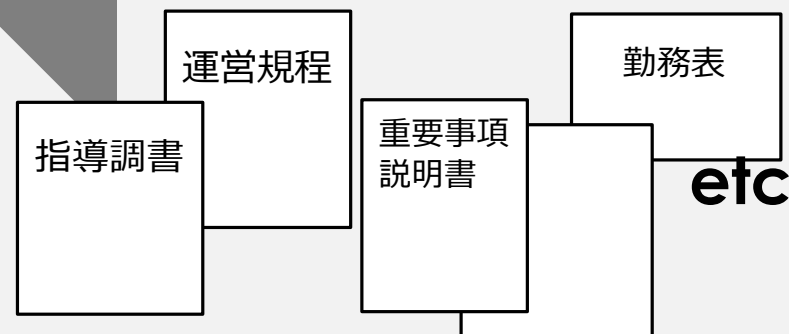
※事前提出書類を提出してください



指導監査課

指導調書等を提出  
運営指導の7営業日前までに

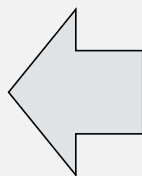
事業所



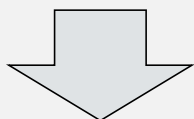
事前提出資料



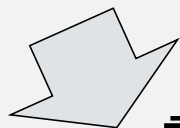
提出方法は   持参  いずれも可



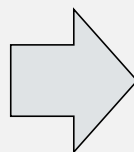
概況の聞き取り



事業所内の回覧

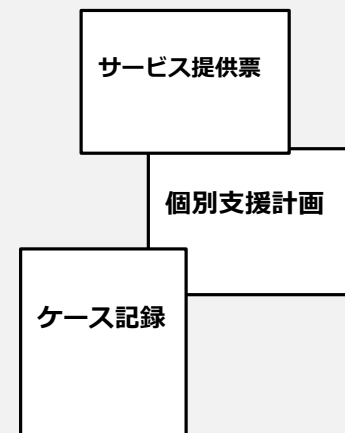


書類の確認  
状況の聞き取り



講評

当日は、指導監査課職員が  
事業所におうかがいします



指導  
監査課

# 運営指導結果通知

運営指導の日から概ね30日以内

事業所

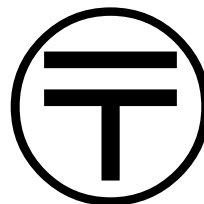


有限会社マグマグ 代表者 様

## 運営指導結果通知書

文書指摘  
口頭指摘

改善報告書の  
提出期限



※指摘が多い場合には、市役所に来ていただいて結果通知を直接渡し、指摘内容の説明を行うこともあります。

指導  
監査課

# 改善報告書を提出

提出期限：運営指導結果通知に記載  
(結果通知の概ね30日後)

事業所



改善報告書

拳証書類



提出方法は  持参  いずれも可

# 令和8年度 運営指導の重点事項

(1) 利用者の安心・安全の確保

(2) サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

(3) 人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保

(4) 報酬請求の適正な取扱い

※本市のホームページに、「運営指導の重点事項（令和8年度）」が掲載されています。参考にしてください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/syougaiifukusijigyousya.html>



鹿児島市 障害 指導

検索



### **3、令和7年度運営指導の指摘事項**



## 令和7年度運営指導

実施数 399 (事業所全体1,589※R7.4.1時点)

指摘数 文書指摘 769

口頭指摘 199

※文書指摘・口頭指摘がなかった事業所は28.3%

**それでは、  
指摘の多かった事項を紹介していきます。  
(文書指摘のみ)**



※おおまかな傾向をつかむためのランキングのため、  
項目内容は一部、重複しています。

# 第1位

## 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 114（14）

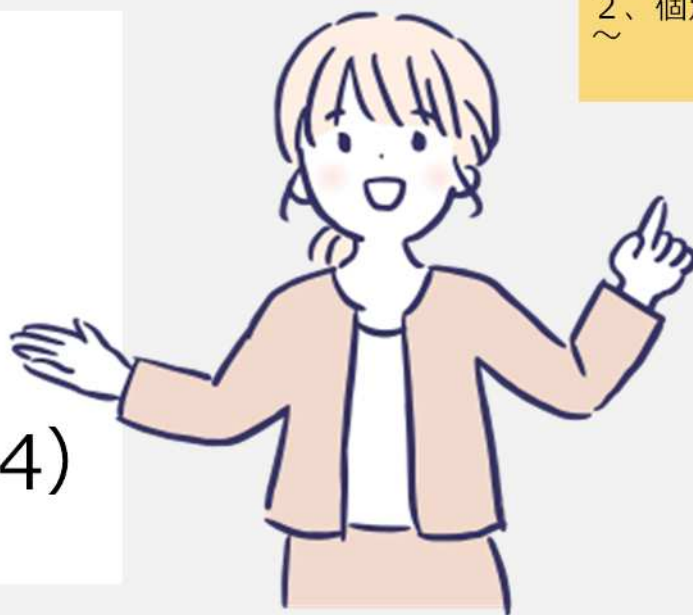


※（ ）は過誤調整の指摘の内訳

## 第1位

# 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 114（14）

|        |        |
|--------|--------|
| 個別支援計画 | 75     |
| アセスメント | 11     |
| モニタリング | 14     |
| 未作成減算  | 14（14） |



### 共通資料

第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬  
2、個別支援計画～プロセス・別表・未作成減算～

第二部を  
ご参照ください

## 第1位 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 114

### 個別支援計画 75

個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない

18 就B、生介、共援、就A、就移

計画時間等・サービスの具体的内容等を記載していない

14 児発・放デイ

計画を作成していない 13



# 第1位 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 114

## 個別支援計画 75

担当する従業者の氏名、サービスの具体的内容等を記載していない 8 居宅・重度・同行  
文書による同意（説明、交付）を得ていない 8 放デイ・就B・生介・就A・児発  
文書により同意（説明、交付）を得た日がサービス提供開始日より遅れている 5  
計画の変更を行っていない 4  
初回の会議を開催していない 3  
会議を開催したことを確認できない、意見を求めたことを確認できない 2



# 第1位 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 114

## アセスメント 11



アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。  
面接をしていない。 6 児発・放デイ

アセスメントを行ったことを確認できない 3 居宅・重度・同行

アセスメントに当たって面接をしていない 1 就B

個別支援計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない 1 自援

# 第1位 個別支援計画プロセス（未作成減算含む） 116

## モニタリング 14

計画の実施状況の把握を行っていない 6 居宅・重度・同行

モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。面接できない特段の事情を確認できない 4 放デイ

モニタリングを行ったことを確認できない 1 就B

モニタリングの結果を記録していない 1 就A

モニタリングに当たり、利用者に面接したことを確認できない 1 共援

モニタリングに当たり、児童発達支援管理責任者が面接していない 1 児発



# 第2位 加算 112 (84)



※ ( ) は過誤調整の指摘の内訳

## 第2位 加算 112 (84)

欠席時対応加算 12 (12) 児発、放デイ、就B、就移

家族支援加算 11 (9) 児発、放デイ

延長支援加算 11 (9) 児発、放デイ

食事提供体制加算 8 (2) 就B、生介、短入、施入

専門的支援実施加算 7 (6) 児発、放デイ

児童指導員等加配加算 6 (6) 児発、放デイ

関係機関連携加算 6 (5) 児発、放デイ

個別サポート加算 5 (5) 放デイ

※ ( ) は過誤調整の指摘の内訳



## 第2位 加算 112 (84)



専門的支援体制加算 4 (4) 児発、放デイ  
送迎加算 4 (3) 児発、放デイ、就B  
特定事業所加算 4 (2) 居宅、同行  
訪問支援特別加算 4 (1) 就B、就A、生介  
夜間支援等体制加算 4 (0) 共援  
入院時支援特別加算 3 (2) 共援  
医療・保育・教育機関連携加算 2 (2) 特相  
サービス提供時モニタリング加算 2 (2) 特相、児相  
ピアサポート体制加算 2 (2) 特相、児相  
サービス担当者会議実施加算 2 (1) 特相  
多職種連携支援加算 2 (1) 保訪  
重度障害者支援加算 2 (0) 生介

日中支援加算 1 (1) 共援  
福祉専門職員配置等加算 1 (1) 共援  
遠隔地訪問加算 1 (1) 特相  
子育てサポート加算 1 (1) 放デイ  
人員配置体制加算 1 (1) 生介  
特別重度支援加算 1 (1) 短入  
医療連携体制加算 1 (1) 就B  
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 1 (1) 就B  
看護職員配置加算 1 (0) 共援  
社会生活支援特別加算 1 (0) 就B  
移動介護加算 1 (0) 重度

※ ( ) は過誤調整の指摘の内訳

## 加算 112 (84) 第2位

### 欠席時対応加算 12 (12) 児発、放デイ、就B、就移

#### 記録が必要な項目

- ①連絡日時（利用中止日の前々日、前日又は当日）
- ②連絡者の続柄・氏名
- ③相談援助を行った職員の職名・氏名
- ④利用者の状況
- ⑤相談援助の具体的内容・経緯等
- ⑥次回通所予定日

12件すべてが、  
相談援助の記録がなかった  
ことによる指摘でした。



記録をお願いします

単なる欠席の受付対応ではなく、  
今後のサービス利用を見据えた  
個別の相談支援といえる実質を  
備えている必要があります

## 第2位

## 加算 112

家族支援加算 11（9）児発、放デイ

### 個別資料 障害児通所支援



- 1、安全計画
- 2、家族支援加算

延長支援加算 11（9）児発、放デイ



### 共通資料

第二部 マグニオンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

2、個別支援計画～プロセス・別表・未作成減算～



ご参照ください

# 第3位



感染症等の予防措置（衛生管理等）

108

## 第3位

# 感染症等の予防措置（衛生管理等） 108

委員会 67

指針 11

研修・訓練 30



## 共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針

第二部をご参照ください

## 感染症等の予防措置（衛生管理等） 108

### 第3位



#### 委員会 67

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。  
(確認できない)

46 児発、放デイ、保訪、共援、生介、就B、短入、就移

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。

21 居宅、同行、重度、一相、特相、児相

## 第3位

## 感染症等の予防措置（衛生管理等） 108

### 指針 11

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。

3 生介、就B、就移

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。

8 一相、特相、児相、居宅、同行



## 感染症等の予防措置（衛生管理等） 108

### 第3位

#### 研修・訓練 30

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。（確認できない。）

10 児発、放デイ、生介、就B、保訪

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していない。

2 生介

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない。（確認できない。）

18 特相、児相、一相、居宅、同行、重度



第4位



基本報酬  
82 (54)

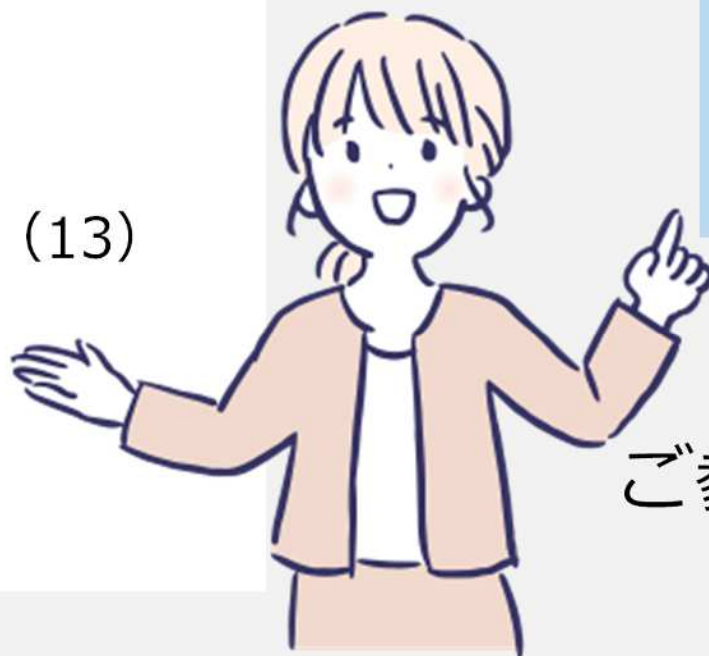
※ ( ) は過誤調整の指摘の内訳

## 第4位

※ ( ) は過誤調整の指摘の内訳

### 基本報酬 82 (54)

|              |         |
|--------------|---------|
| 提供がない、不十分    | 3 (3)   |
| 強化型（相談支援）    | 9 (3)   |
| 時間区分（児発・放デイ） | 13 (13) |
| 施設外就労（就B）    | 17 (0)  |
| 在宅支援（就B）     | 5 (0)   |
| 減算           | 35 (35) |



ご参照ください



#### 共通資料

第二部 マグニオンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬  
2、個別支援計画～プロセス・別表・未作成減算～

#### 個別資料 就労系サービス

- 1、生産活動シートについて
- 2、生産活動の収支について
- 3、施設外就労について
- 4、在宅支援について



## 第4位

### 基本報酬 82 (54)



提供がない、不十分 3 (3)

居宅介護サービス費について、サービスを行っていない場合に算定している。

2 (2) 居宅

2人の重度訪問介護従業者による場合の重度訪問介護サービス費について、1人の従業者がサービスを行った場合に2人の所定単位数を算定している。

1 (1) 重度

## 第4位 基本報酬 82 (54)

### 強化型（相談支援） 9 (3)

機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催していない。

#### 2（2）特相、児相

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）について、第15条第2項第13号（文書による同意）を満たしていない場合に算定している。

#### 1（1）特相



## 第4位 基本報酬 82 (54)

### 強化型（相談支援） 9 (3)

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催していることが確認できない。

#### 2（0）特相、児相

機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。

#### 2（0）特相、児相

機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。

#### 2（0）特相、児相



## 第4位 基本報酬 82 (54)

### 時間区分（児発・放デイ） 13 (13)

通所支援計画において支援の提供時間が定められていない場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない。

9 (9) 児発、放デイ

通所支援計画に位置付けられた標準的な時間区分でなく、現に要した時間で算定している。

3 (3) 児発、放デイ

児童発達支援給付費について、時間区分に誤りがある。

1 (3) 放デイ

# 第5位

## サービス提供 60





提供内容 2  
確認、記録 12  
定員超過 28  
基準人員足りない 18

**サービス提供 60**

**第5位**

## 第5位 サービス提供 60



### 提供内容 2

医療に関する資格を有しない者が医行為（喀痰吸引）を行っている。 1 重度  
地域における生活に移行するための活動に関する支援について、利用者との対面により行うに当たり、概ね週に1回以上、行っていない。 1 一相

### 確認、記録 12

サービスを提供したことについて確認を受けていない。

9 居宅、重度、共援、放デイ、同行、就B、児発

提供したサービスの具体的内容を記録していない。 3 重度、生介、共援

### 定員 28

定員超過（恒常的）20 定員超過（単位ごと）8

## 基準人員足りない 18

事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。

### 12 児発、放デイ

相談支援専門員の員数の標準を満たしていない。

### 4 特相、児相

機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士が半数以上いない日が認められる。

### 1 児発

管理者が、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務している。

### 1 保訪

**第5位**



**サービス提供 60**

※（ ）は過誤調整の指摘の内訳

**第6位**

**業務継続計画（BCP）**

**55（5）**



## 計画策定

8 児相、特相、一相、共援

研修、訓練

42

業務継続計画未策定減算

5 (5) 特相、児相、共援



**第6位**

**業務継続計画 (BCP)**

**55 (5)**

共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針



## 第6位 業務継続計画（BCP） 55（5）

### 計画策定 8

業務継続計画を策定していない。 7 児相、特相、一相

災害の業務継続計画を策定していない。 1 共援

### 研修、訓練 42

業務継続計画についての研修及び訓練を定期的には実施していない。

35 児発、放デイ、児相、特相、保訪、一相、生介、居宅、重度、同行、生介

業務継続計画の訓練（感染症）を定期的には実施していない。 6 居宅、同行、特相、一相

業務継続計画の非常災害時の研修・訓練を定期的には実施していない。 1 共援

※（ ）は過誤調整の指摘の内訳

**第7位**



**人員（加算、減算含む）**

**47（22）**

基準人員足りない 18

勤務体制 6

サービス提供に必要な人員足りない 2 (1)

加算 20

減算 1

障害福祉課の個別資料を  
ご参照ください

**第7位 人員（加算、減算含む）**  
**47（22）**



## 第7位 人員（加算、減算含む）47（22）



### 基準人員足りない 18

事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。

12 児発、放デイ

相談支援専門員の員数の標準を満たしていない。

4 特相、児相

機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士が半数以上いない日が認められる。

1 児発

管理者が、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務している。

1 保訪

## 第7位 人員（加算、減算含む）47（22）



### 勤務体制 6

月ごとの勤務表を作成していない。 2 放デイ

事業所の従業者によってサービスを提供していない。 1 就B

勤務の体制が明確でない（地域生活支援員の職種が明確でない）。 1 自援

勤務表で世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制を明確にしている。 1 共援

サービス提供者について、管理者の指揮命令下にある従業者であることを確認できない。 1 共援

### サービス提供に必要な人員を満たしていない 2（1）

医療に関する資格を有しない者が医行為（喀痰吸引）を行っている。 1 重度

2人の重度訪問介護従業者による場合の重度訪問介護サービス費について、1人の従業者がサービスを行った場合に2人の所定単位数を算定している。 1（1）重度

## 第7位 人員（加算、減算含む） 47

### 加算 20

児童指導員等加配加算 6（6）児発、放デイ

個別サポート加算 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者がサービスを行っていない場合  
4（4）放デイ

専門的支援体制加算 4（4）児発、放デイ

重度障害者支援加算 2（0）生介

福祉専門職員配置等加算 1（1）共援

人員配置体制加算 1（1）生介

看護職員配置加算 1（0）共援

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 1（1）就B

### 減算 1

人員欠如減算 1 放デイ



**第8位**

**安全計画**

**37**



## 第8位 安全計画 37

安全計画を策定していない。  
安全計画に従い必要な措置を  
講じていない。

児発14 放デイ17 保訪6



### 個別資料 障害児通所支援



- 1、安全計画
- 2、家族支援加算

# 第9位 虐待防止措置 36（6）



※（ ）は過誤調整の指摘の内訳

## 虐待防止措置 36

研修 14

委員会 16

虐待防止措置未実施減算

6（6） 特相、児相、居宅、同行



第9位



共通資料

第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針

**第10位**



**揭示 35**

## 第10位



### 揭示 35

|      |    |
|------|----|
| 非常災害 | 26 |
| 重要事項 | 9  |

### 共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針

# 第10位 減算 35





## 第10位 減算 35

個別支援計画未作成減算 14 放デイ、児発、就B、就A、共援  
業務継続計画未策定減算 5 特相、児相、共援  
定員超過減算 4 放デイ、児発、就B  
情報公表未報告減算 2 居宅、重度  
身体拘束未実施減算 2 居宅、同行  
虐待防止措置未実施減算 2 特相、児相、居宅、同行  
定員超過利用減算 4 放デイ、児発、就B  
支援構築体制未実施減算 1 就定  
人員欠如減算 1 放デイ

### 共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針



**第11位 定員超過  
32**

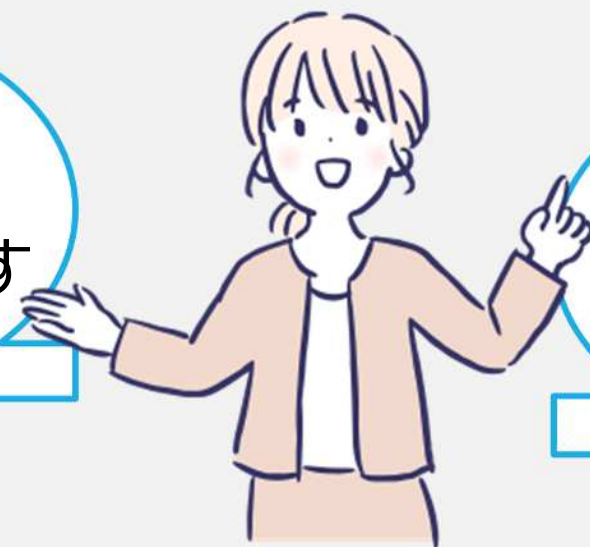
## 第11位

定員超過  
32

恒常的 20  
単位ごと 8  
減算 4

直近1年間の平均が  
定員を超えている場合、  
恒常的な定員超過とみなし  
ています

定員遵守で  
お願いします



やむを得ず定員を超える場合には、必ず、実際に受け入れることとなった人数への配置基準を満たす職員を配置してください

## 定員超過 32



## 第11位

恒常的に利用定員を超えてサービスの提供を行っている。

20 放デイ、児発、就B、生介

利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。

8 放デイ、児発、就B

定員超過利用減算 4 放デイ、児発、就B

**第12位**



**秘密保持  
30**

## 第12位

### 秘密保持 30

秘密保持誓約書（従業者） 26  
個人情報利用同意（利用者、家族） 4



# 第13位



## 非常災害対策 29

# 非常災害対策 29

## 共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針



非常災害対策に対する具体的計画を立て事業所内に掲示していない。

4 生介、就B、共援、放デイ

非常災害対策に対する具体的計画を事業所内に掲示していない。

22 児発、放デイ、就B、共援、短入

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。

3 生介、就B

計画及び掲示 4  
掲示 22  
訓練 3

**第13位**



# 第14位 生産活動 29

施設外就労 17 (0) 就B、施入

在宅支援 5 (0) 就B

工賃の平均額の利用者への通知 5 就B、施入

生産活動の収支 2 就B



#### 個別資料 就労系サービス

- 1、生産活動シートについて
- 2、生産活動の収支について
- 3、施設外就労について
- 4、在宅支援について



**第14位**  
**生産活動 29**

## 第14位 生産活動 29



### 施設外就労 17 (0)

事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労を含めた個別支援計画を作成していない。9 就B

事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労に当該事業所の職員を配置していない。3 就B

事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労の提供が運営規程に位置付けられていない。3 就B、施入

事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労の実績記録書類を作成・保存していない。2 就B

## 在宅支援 5 (0)

事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練項目に対する達成度の評価等を行っていない。2 就B

事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回行っていない。2 就B

事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、在宅利用者の支援に当たり、1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行っていることを確認できない。1 就B

## 第14位 生産活動 29



## 第14位 生産活動 29

### 工賃の平均額の利用者への通知 5

工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない 5 就B、施入

### 生産活動の収支 2

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。 2 就B



**第15位**

**届出  
26**



## 第15位 届出 26

受診以上の事故の  
場合は  
障害福祉課へ届出  
が必要です



|      |    |
|------|----|
| 平面図  | 17 |
| 事故   | 5  |
| 運営規程 | 2  |
| 責    | 2  |

平面図に変更があった旨を届け出ていない。

14 児発、就B、居宅、同行、放デイ、保訪

事業所の所在地及び平面図に変更があった旨を届け出ていない。

3 共援、特相、児相

事故が発生した場合に、市に報告していない。

5 放デイ、就A

運営規程の変更を届け出ていない。

2 放デイ、保訪

サービス提供責任者が変更になった旨を届け出ていない。

2 居宅、重度

## 第15位 届出26



# 第16位



身体的拘束等の適正化のための措置

22

# 身体的拘束等の適正化のための措置

第16位

22



|     |    |
|-----|----|
| 委員会 | 13 |
| 研修  | 7  |
| 減算  | 2  |

## 共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

1、委員会・研修・訓練・指針

## 第16位



# 身体的拘束等の適正化のための措置 22

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。

13 児発、居宅、同行、放デイ、保訪、重度、生介

身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。

7 児発、居宅、重度、同行、放デイ、保訪

身体拘束廃止未実施減算

2 居宅、同行



# サービス等利用計画 16

## 第17位

## 第17位



アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。（確認できない。）

5 特相

モニタリングに当たり、利用者・障害児の居宅等を訪問し、利用者等に面接していない。（確認できない。）

8 特相、児相

モニタリングに当たり、利用者・障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに行っていない。

3 児相、特相

## サービス等利用計画 16

## 第17位

# サービス等利用計画 16

特定相談支援

及び

障害児相談支援

において



アセスメント、  
モニタリングの際の  
居宅等(特定相談支援)もしくは居宅への訪問は  
(障害児相談支援)

必ず必要です！

※居宅等（特定相談支援）：利用者の居宅、障害者支援施設等、精神病院

## 第17位 サービス等利用計画 16

相談支援に関するQ&A

R6.4.5 問6

(厚労省事務連絡)

**問6** アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業者等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。

**(答)** 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業者等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業者等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。





## 第17位 サービス等利用計画 16

### 計画相談支援費の算定について

#### ● 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

#### ① 指定サービス利用支援

(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第7号）

\*\*\*

#### ② 指定継続サービス利用支援

(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（第15条第3項第2号）



## 第17位 サービス等利用計画 16

### 障害児相談支援費の算定について

#### ● 基本的な取扱いについて

指定障害児相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

#### ① 指定障害児支援利用援助

(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）

\*\*\*

#### ② 指定継続障害児支援利用援助

(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（第15条第3項第2号）



# 法定代理受領額の通知

# 10

## 第18位

## 第18位

# 法定代理受領額の通知 10



法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費・訓練等給付費の額を通知していない。

10 居宅、重度、生介、同行、短入、就B

## PDF資料

「令和 7 年度障害福祉サービスに対する文書指摘事項」

「令和 7 年度障害福祉サービスに対する口頭指摘事項」

こちらをご参照ください。  
指摘の全件を掲載しています。



## 4、障害福祉サービスにおける 不適正事例について

# 行政処分の実施数

## 指定取消

|       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 3件 |
| 令和6年度 | 1件 |

## 指定の一部の効力の停止

|       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 1件 |
| 令和6年度 | 1件 |

**指導監査課では、  
行政として**

**利用者が安心して障害福祉サービスを利用できるよう、**

**所管課である障害福祉課と連携し**

**不正請求や  
虐待、著しい人員基準違反等に対し  
常にアンテナをめぐらせ、**

**入手した情報をもとに、適宜、監査を実施しています。**

**以下、  
監査を経て  
令和 7 年度及び令和 6 年度に実施した行政処分の事例を  
紹介していきます。**

※行政処分はすべて公表しています。  
これから紹介するのは、すでに事業所名等も含め公表され、  
報道でも取りあげられた事例となります。

# 書類改竄等による架空請求

処分の内容等

**指定取消**  
(令和7年度)

サービスの種類

**就労継続支援B型**

処分年月日（指定取消年月日）

**令和7年9月26日（令和7年9月30日）**

## 処分の理由

### **不正請求**（障害者総合支援法第50条第1項第6号該当）

1. 就労継続支援B型サービス費（1）について、一部の利用者について、指定就労継続支援B型を利用していないにもかかわらず、請求した。
2. 就労継続支援B型サービス費（1）について、1. のとおり、実際に利用者に支払った工賃より多く工賃を利用者に支払ったという内容で平均工賃月額を算出し、請求した。

※他13項目

## 経済上の措置

不正に請求して受領していた訓練等給付費を返還させるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。（令和2年4月から令和7年3月まで）

|       |             |
|-------|-------------|
| 不正請求額 | 25,176,250円 |
| 加算額   | 10,064,381円 |
| 返還額   | 35,240,631円 |



## その他

- ・ 当該法人は指定取消日から起算して5年を経過しない間は障害福祉サービス事業の指定不可
- ・ 当該法人の役員及び管理者が、役員となっている法人及び管理者である事業所は、指定取消日から起算して5年を経過しない間は障害福祉事業の指定不可

# 個別支援計画未作成減算を 算定せずに請求した

処分の内容等

**指定取消**

(令和7年度)

サービスの種類

**児童発達支援、放課後等デイサービス**

処分年月日（指定取消年月日）

**令和7年4月30日（令和7年4月30日）**

## 処分の理由

### **不正請求**（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）

- ・ 運営指導で指摘した、個別支援計画未作成減算の過誤調整を行わないまま、減算せず請求した。
- ・ 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費について、時間区分を変更せず請求した。

※他4項目



## 経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

|       |             |
|-------|-------------|
| 不正請求額 | 15,797,730円 |
| 加算額   | 6,244,588円  |
| 返還額   | 22,042,318円 |



## 処分の理由

### **人員基準違反**（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）

- ・ 人員基準に定める児童指導員又は保育士を配置していなかった。

### **運営基準違反**（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

- ・ 児童発達支援管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務をさせていなかった。
- ・ 勤務実態に沿った勤務表を作成していなかった。
- ・ 利用定員を超えて、サービスの提供を行った。

※他5項目



# 利用者だけで働いていた

処分の内容等

**指定取消**  
(令和7年度)

サービスの種類

**就労継続支援B型**

処分年月日（指定取消年月日）

**令和7年10月18日（令和7年10月31日）**

## 処分の理由

### **不正請求**（障害者総合支援法第50条第1項第6号該当）

利用者に対し就労支援を行う職業指導員及び生活支援員を配置せず、指定就労継続支援B型のサービスを提供していないにもかかわらず、加算を含めた訓練等給付費を不正に請求した。

## 経済上の措置

不正に請求して受領していた訓練等給付費を返還させるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。（令和6年8月から令和7年6月まで）

|       |            |
|-------|------------|
| 不正請求額 | 5,762,100円 |
| 加算額   | 2,289,960円 |
| 返還額   | 8,052,060円 |



# 指定更新時当初から 児発管がいなかった

処分の内容等

**指定取消**  
(令和6年度)

サービスの種類

**放課後等デイサービス**

処分年月日（指定取消年月日）

**令和6年9月30日（令和6年10月25日）**

## 処分の理由

# 不正の手段による指定

(児童福祉法第21条の5の24第1項第9号)

- ・ 専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置していないにもかかわらず、令和6年6月1日付指定更新（令和6年3月26日付申請）時、虚偽の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成し、人員配置基準を満たすものとして不正の手段により指定を受けた。



## 処分の理由

### **不正請求**（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）

- ・ 令和6年6月、児童発達支援管理責任者欠如減算をせず給付費を請求した。
- ・ 令和6年4月から令和6年6月まで、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を算定し請求し続けた。
- ・ 令和6年4月から令和6年6月まで、個別支援計画未作成減算をせず給付費を請求し続けた。

（注）不正の手段により指定を受けた以降の全額を含む。



## 経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

|       |            |
|-------|------------|
| 不正請求額 | 3,512,170円 |
| 加算額   | 1,342,473円 |
| 返還額   | 4,854,643円 |



## 処分の理由

### **人員基準違反**（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）

- ・ 令和6年4月1日以降、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置していなかった。

### **運営基準違反**（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

- ・ 児童発達支援管理責任者が、個別支援計画の作成に関する業務をしていなかった。
- ・ 利用定員を超えて、サービスの提供を行っていた。
- ・ 令和6年6月以降の勤務表を作成していなかった。

## 処分の理由

# 虚偽答弁・監査妨害

**(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)**

- ・ 令和6年7月16日の監査時、児童発達支援管理責任者が出勤していないにもかかわらず、出勤していると虚偽の答弁をした。
- ・ 令和6年7月16日の監査時、従業者に対して、児童発達支援管理責任者は出勤していると答弁するよう指示し、監査の実施を妨げた。



# 人格尊重義務違反（虐待）

## ※ 2 事例

処分の内容等 **指定の一部の効力の停止**

**新規利用者の受入停止 1 年**（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで（1年間））

**報酬支払額の7割への制限 6 月**（令和6年9月1日から令和7年2月28日まで（6カ月間））

サービスの種類

障害者支援施設  
生活介護

処分年月日（指定の一部効力停止年月日）

令和6年8月19日（令和6年9月1日）

## 処分の理由

# 人格尊重義務違反

- ・ 障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第3号該当）
- ・ 生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第3号該当）

### 障害者支援施設

心理的虐待や身体的虐待など、計27件の虐待があった。

### 生活介護

心理的虐待など、計11件の虐待があった。



## 処分の理由

# 不正請求

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第6号該当）  
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第6号該当）

## 生活介護

平成27年4月から令和6年1月まで、**人員配置体制加算Ⅱ**について、算定要件（常勤換算方法により、従業員の員数が利用者の数を2で除した数以上である場合）を**満たしていない**にもかかわらず、請求を不正に行い、受領した。

※他、障害者支援施設 1 項目、生活介護 2 項目



## 経済上の措置

不正に請求して受領していた介護給付費を返還させるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。（本市分）

|       |             |
|-------|-------------|
| 不正請求額 | 31,961,260円 |
| 加算額   | 12,784,504円 |
| 返還額   | 44,745,764円 |



## 処分の理由

### 虚偽報告 1 項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第7号該当）  
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第7号該当）

### 虚偽答弁 3 項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第8号該当）  
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第8号該当）

### 関係法令違反 1 項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第10号該当）  
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第10号該当）



## 処分の内容

# 指定の一部の効力の停止

## 新規利用者の受入停止 3 月

（令和7年8月1日から令和7年10月31日まで（3か月間））

## サービスの種類

# 放課後等デイサービス

## 処分年月日（効力発生日）

令和7年7月31日（令和7年8月1日）



## 処分の理由

# 人格尊重義務違反（法第21条の5の24第1項第3号該当）

対象事業所の職員が、少なくとも、同事業所利用者である障害児に対し、指導と称し、**身体的虐待（げんこつ）**を令和6年6月から令和7年3月の間に**計4回**行った。

ご清聴ありがとうございました



ひきつづき、第二部もご視聴ください

SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS  
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS  
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS



ガーリー素材

illstAC maaam



illstAC もちぱっち

※表題写真は指導監査課職員が撮影（北埠頭からのぞむ朝の桜島R8.7.24）